

令和 2 年 1 月 23 日  
法制文書課行政情報センター

回答及び説明責任不履行と判断した基礎資料に係る公文書不存在通知に対する  
審査請求事案（諮問番号 608）答申案

1 審査会の結論

別紙 1 に掲げる開示請求に対し、回答及び説明責任不履行と判断した基礎資料を不存在としたことは、妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

別紙 2 のとおり

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の内容について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、別紙 1 に掲げるとおりである。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、北海道保健福祉部保健医療局健康推進課長が、平成 19 年 6 月 30 日付け「北海道保健福祉部保健医療局健康推進課長」宛の書状に対し、回答及び説明責任不履行（回答期限、平成 19 年 7 月 8 日）と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）（以下「本件基礎資料」という。）は存在しないことを理由として、北海道情報公開条例（平成 10 年北海道条例第 28 号。以下「条例」という。）第 17 条の規定に基づき公文書不存在通知（以下「本件処分」という。）を行った。

なお、本件諮問事案に係る 119 件の審査請求は、同一人からの開示請求であって、本件基礎資料に係るものであることから、当審査会は、併合して審議することとした。

審査請求人は、本件処分を取り消し、開示することを求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 実施機関は、本件基礎資料が存在しないことから、審査請求人の主張には理由がないものであると主張し、次のとおり説明した。

(ア) 本件に係る事実について

a 審査請求人から、平成 18 年 12 月 25 日付けで異議申立てが提起されたが、その記載事項に不備があったことから、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 48 条において準用する同法第 21 条に基づき、平成 19 年 1 月 29 日付けで、次の事項を内容とする補正命令を審査請求人に対し行った。

- ・ 異議申立てに係る処分については、平成 18 年 11 月 17 日付け衛研第 603 号で行った公文書一部開示決定処分の中で不開示処分を行っていないことから訂正すること。
- ・ 異議申立ての趣旨については、記載の内容では申立ての趣旨が不明確であることから、詳細に記載すること。

b これに対し、審査請求人から平成 19 年 2 月 8 日付けで「アカウントビリティー履行命令書」の送付があったことから、同月 9 日付けで審査請求人に対し回答を行った。

c 上記 a の補正命令については、審査請求人から補正書の提出はなかったが、上記 b の「アカウントビリティー履行命令書」の内容から、補正命令で求めた内容を推察される部分があることから、平成 19 年 3 月 7 日付けで受理決定し、同月 14 日付けで北海道情報公開・個人情報保護審査会へ諮問を行った。

d その後も実施機関に対し「アカウントビリティー履行再々命令書」の送付が続いたが、平成 19 年 6 月 21 日付けの「アカウントビリティー履行再々命令書」に、説明責任履行の要請を無視する理由と根拠となる法令の回答を求める旨記載されていたこと、及び、「アカウントビリティー履行再々命令書」の提出が続いていることを鑑み、再度、同月 28 日付けで、審査請求人に対し回答を行ったところ、受け取る理由がないものとして同月 30 日付けで返送された。

e 審査請求人は返送する際、次の内容の書状を同封していた。

平成 19 年 6 月 28 日付けの回答書は、実施機関名ではないこと及び氏名の記入がないことから、

公職に携わる者が氏名も名乗らない書状を出した理由と根拠法令の回答を求める内容であった。

f その後、審査請求人からは前記の書状について、追加の申出はなかったが、平成 21 年 5 月 20 日付けで、前記書状に対する回答が得られていないとして、開示請求が行われた。その後も同様の開示請求が行われる中で、本件開示請求書の提出があったものである。

(イ) 「平成 19 年 6 月 28 日付け回答書」について

「平成 19 年 6 月 28 日付け回答書」については、同様の内容の書状(「アカウントビリティー履行再々命令書」)が送付されてくること、平成 19 年 6 月 21 日付けの「アカウントビリティー履行再々命令書」に、「説明責任履行の要請を無視する理由と根拠となる法令の回答を求める」との記載が追加されていたことから、再度、「補正命令」について説明する文書を送付したものである。

なお、「平成 19 年 6 月 28 日付け回答書」については、法に基づく文書ではないことから、決裁権者である課長名で回答を行ったものであり、また、北海道文書管理規程(平成 10 年 3 月 31 日訓令第 7 号)の規定により、氏名を省略することができることとされていることから、「平成 19 年 6 月 28 日付け回答書」に課長の氏名が記載されていないことについて問題はないものと判断している。

(ウ) 平成 19 年 6 月 30 日付けの書状に対し、回答を行っていないことについて

(ア) 事実 c のとおり、異議申立ては、平成 19 年 3 月 7 日付けで受理決定し、補正は完了していることから、補正命令に対する説明をこれ以上行う理由はない状況にあったが、「アカウントビリティー履行再々命令書」の提出が続いていることを鑑み、「平成 19 年 6 月 28 日付け書状」を送付し、再度説明を試みたものである。

しかしながら、審査請求人からは受け取る理由がないとして返送され、これ以上、審査請求人に対し説明を行うことは困難である状況であることから、これ以降、補正命令書に関する説明はしていないものである。

イ 当審査会は、本件基礎資料については、平成 21 年 10 月 15 日付け北海道情報公開・個人情報保護審査会答申第 97 号(以下「答申第 97 号」という。)において、「実施機関は、異議申立人に対し、これ以上説明を行うことは困難な状況であるとして、平成 19 年 6 月 30 日付けの書状に対し、回答を行わなかったに過ぎないのであるから、当審査会としては、回答及び説明責任不履行と判断に至った基礎資料は存在しないとの実施機関の主張に、特段、不自然、不合理な点があるとは言えず、実施機関が本件開示請求に対し、本件処分を行ったことは、妥当である」と判断している。

当審査会としては、本件諮問事案において、答申第 97 号の判断を変更すべき事情の変化も認められないことから、実施機関が本件開示請求に対し、本件処分を行ったことは、妥当であると判断する。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
令和元年 11 月 26 日	○ 諮問書の受理（諮問番号 608） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書不存在通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書）の提出
令和元年 12 月 9 日	○ 新規諮問事案の報告（諮問番号 608）
令和 2 年 1 月 15 日	○ 審議（諮問番号 608）
令和 2 年 1 月 23 日 （第 100 回審査会）	○ 答申案審議
令和 2 年 月 日	○ 答申





















118 諮問番号 608 - 118

北海道保健福祉部保健医療局健康推進課長が、法的根拠に基づく平成19年6月30日付け「北海道保健福祉部保健医療局健康推進課長」宛の書状に対し、令和元年7月15日現在、回答及び説明責任不履行（回答期限、平成19年7月8日）と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む）。

119 諮問番号 608 - 119

北海道保健福祉部保健医療局健康推進課長が、法的根拠に基づく平成19年6月30日付け「北海道保健福祉部保健医療局健康推進課長」宛の書状に対し、令和元年7月16日現在、回答及び説明責任不履行（回答期限、平成19年7月8日）と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む）。

## 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

## 1 審査請求の経過

	開示請求年月日	不存在通知処分	本件審査請求
608-1	平成31年3月18日	平成31年3月28日	令和元年6月28日
2	平成31年3月18日	平成31年3月28日	令和元年6月28日
3	平成31年3月19日	平成31年3月28日	令和元年6月28日
4	平成31年3月19日	平成31年3月28日	令和元年6月28日
5	平成31年3月22日	平成31年3月28日	令和元年6月28日
6	平成31年3月22日	平成31年3月28日	令和元年6月28日
7	平成31年3月25日	平成31年3月28日	令和元年6月28日
8	平成31年3月25日	平成31年3月28日	令和元年6月28日
9	平成31年3月25日	平成31年3月28日	令和元年6月28日
10	平成31年3月25日	平成31年3月28日	令和元年6月28日
11	平成31年3月27日	平成31年3月28日	令和元年7月8日
12	平成31年3月28日	平成31年4月10日	令和元年7月8日
13	平成31年3月29日	平成31年4月10日	令和元年7月8日
14	平成31年4月1日	平成31年4月10日	令和元年7月8日
15	平成31年4月1日	平成31年4月10日	令和元年7月8日
16	平成31年4月1日	平成31年4月10日	令和元年7月8日
17	平成31年4月1日	平成31年4月10日	令和元年7月8日
18	平成31年4月3日	平成31年4月17日	令和元年7月16日
19	平成31年4月4日	平成31年4月17日	令和元年7月16日
20	平成31年4月5日	平成31年4月17日	令和元年7月16日
21	平成31年4月8日	平成31年4月17日	令和元年7月16日
22	平成31年4月8日	平成31年4月17日	令和元年7月16日
23	平成31年4月8日	平成31年4月17日	令和元年7月16日
24	平成31年4月8日	平成31年4月17日	令和元年7月16日
25	平成31年4月15日	平成31年4月24日	令和元年7月29日
26	平成31年4月15日	平成31年4月24日	令和元年7月29日
27	平成31年4月15日	平成31年4月24日	令和元年7月29日
28	平成31年4月17日	平成31年4月24日	令和元年7月29日
29	平成31年4月18日	平成31年4月24日	令和元年7月29日
30	平成31年4月19日	平成31年4月24日	令和元年7月29日
31	平成31年4月22日	平成31年4月24日	令和元年7月29日
32	平成31年4月22日	平成31年4月24日	令和元年7月29日
33	平成31年4月22日	平成31年4月24日	令和元年7月29日
34	平成31年4月22日	平成31年4月24日	令和元年7月29日
35	平成31年4月24日	平成31年4月26日	令和元年8月5日
36	平成31年4月25日	平成31年4月26日	令和元年8月5日
37	平成31年4月26日	令和元年5月10日	令和元年8月5日
38	令和元年5月7日	令和元年5月10日	令和元年8月5日
39	令和元年5月7日	令和元年5月10日	令和元年8月5日
40	令和元年5月7日	令和元年5月10日	令和元年8月5日
41	令和元年5月7日	令和元年5月10日	令和元年8月5日
42	令和元年5月7日	令和元年5月10日	令和元年8月5日
43	令和元年5月7日	令和元年5月10日	令和元年8月5日
44	令和元年5月7日	令和元年5月10日	令和元年8月5日
45	令和元年5月7日	令和元年5月10日	令和元年8月5日
46	令和元年5月7日	令和元年5月10日	令和元年8月5日
47	令和元年5月7日	令和元年5月10日	令和元年8月5日
48	令和元年5月7日	令和元年5月10日	令和元年8月5日
49	令和元年5月7日	令和元年5月10日	令和元年8月5日
50	令和元年5月9日	令和元年5月23日	令和元年8月16日
51	令和元年5月10日	令和元年5月23日	令和元年8月16日
52	令和元年5月13日	令和元年5月23日	令和元年8月16日
53	令和元年5月13日	令和元年5月23日	令和元年8月16日
54	令和元年5月13日	令和元年5月23日	令和元年8月16日
55	令和元年5月13日	令和元年5月23日	令和元年8月16日
56	令和元年5月15日	令和元年5月23日	令和元年8月16日
57	令和元年5月16日	令和元年5月23日	令和元年8月16日
58	令和元年5月17日	令和元年5月23日	令和元年8月16日
59	令和元年5月20日	令和元年5月23日	令和元年8月16日
60	令和元年5月20日	令和元年5月23日	令和元年8月16日
61	令和元年5月20日	令和元年5月23日	令和元年8月16日
62	令和元年5月20日	令和元年5月23日	令和元年8月16日

63	令和元年5月22日	令和元年6月3日	令和元年9月9日
64	令和元年5月23日	令和元年6月3日	令和元年9月9日
65	令和元年5月24日	令和元年6月3日	令和元年9月9日
66	令和元年5月27日	令和元年6月3日	令和元年9月9日
67	令和元年5月27日	令和元年6月3日	令和元年9月9日
68	令和元年5月27日	令和元年6月3日	令和元年9月9日
69	令和元年5月28日	令和元年6月3日	令和元年9月9日
70	令和元年5月29日	令和元年6月12日	令和元年9月17日
71	令和元年5月30日	令和元年6月12日	令和元年9月17日
72	令和元年5月31日	令和元年6月12日	令和元年9月17日
73	令和元年6月3日	令和元年6月12日	令和元年9月17日
74	令和元年6月3日	令和元年6月12日	令和元年9月17日
75	令和元年6月3日	令和元年6月12日	令和元年9月17日
76	令和元年6月4日	令和元年6月12日	令和元年9月17日
77	令和元年6月5日	令和元年6月12日	令和元年9月17日
78	令和元年6月6日	令和元年6月12日	令和元年9月17日
79	令和元年6月7日	令和元年6月12日	令和元年9月17日
80	令和元年6月10日	令和元年6月12日	令和元年9月17日
81	令和元年6月10日	令和元年6月12日	令和元年9月17日
82	令和元年6月10日	令和元年6月12日	令和元年9月17日
83	令和元年6月10日	令和元年6月12日	令和元年9月17日
84	令和元年6月12日	令和元年6月26日	令和元年9月24日
85	令和元年6月13日	令和元年6月26日	令和元年9月24日
86	令和元年6月14日	令和元年6月26日	令和元年9月24日
87	令和元年6月17日	令和元年6月26日	令和元年9月24日
88	令和元年6月17日	令和元年6月26日	令和元年9月24日
89	令和元年6月17日	令和元年6月26日	令和元年9月24日
90	令和元年6月17日	令和元年6月26日	令和元年9月24日
91	令和元年6月19日	令和元年7月3日	令和元年9月30日
92	令和元年6月20日	令和元年7月3日	令和元年9月30日
93	令和元年6月21日	令和元年7月3日	令和元年9月30日
94	令和元年6月24日	令和元年7月3日	令和元年9月30日
95	令和元年6月24日	令和元年7月3日	令和元年9月30日
96	令和元年6月24日	令和元年7月3日	令和元年9月30日
97	令和元年6月24日	令和元年7月3日	令和元年9月30日
98	令和元年6月26日	令和元年7月10日	令和元年10月15日
99	令和元年6月27日	令和元年7月10日	令和元年10月15日
100	令和元年6月28日	令和元年7月10日	令和元年10月15日
101	令和元年6月28日	令和元年7月10日	令和元年10月15日
102	令和元年7月1日	令和元年7月10日	令和元年10月15日
103	令和元年7月1日	令和元年7月10日	令和元年10月15日
104	令和元年7月2日	令和元年7月10日	令和元年10月15日
105	令和元年7月3日	令和元年7月10日	令和元年10月15日
106	令和元年7月4日	令和元年7月10日	令和元年10月15日
107	令和元年7月5日	令和元年7月10日	令和元年10月15日
108	令和元年7月8日	令和元年7月10日	令和元年10月15日
109	令和元年7月8日	令和元年7月10日	令和元年10月15日
110	令和元年7月8日	令和元年7月10日	令和元年10月15日
111	令和元年7月8日	令和元年7月10日	令和元年10月15日
112	令和元年7月10日	令和元年7月23日	令和元年10月28日
113	令和元年7月10日	令和元年7月23日	令和元年10月28日
114	令和元年7月12日	令和元年7月23日	令和元年10月28日
115	令和元年7月16日	令和元年7月23日	令和元年10月28日
116	令和元年7月16日	令和元年7月23日	令和元年10月28日
117	令和元年7月16日	令和元年7月23日	令和元年10月28日
118	令和元年7月16日	令和元年7月23日	令和元年10月28日
119	令和元年7月16日	令和元年7月23日	令和元年10月28日

## 2 審査請求人の主張の要旨

### (1) 審査請求の趣旨

本件処分を開示するとの決定を求める。

### (2) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書により主張している審査請求の主な理由は、概ね次のとおりである。

・ 諮問番号 608-119

ア 審査請求人は、令和元年(2019年)7月16日付けで、「北海道保健福祉部保健医療局健康推進

課長が法的根拠に基づく平成19年6月30日付け『北海道保健福祉部保健医療局健康推進課長』宛の書状に対し、令和元年7月16日現在、回答及び説明責任不履行（回答期限、平成19年7月8日）と、判断するに至った『基礎資料』（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）（以下「本件基礎資料」という。）を公文書開示請求致しました。

「地保第212-24号（抵触番号600-8）令和元年（2019年）7月23日」付け「通知書」の中で、北海道知事は、本件基礎資料を不存在としている。

これは、北海道行政初まって以来の失態である。

一方的な恣意専断は、抑止されなければ法治行政における最低限の道民の法的地位までも、奪いかねない。

平成19年6月30日付け「北海道保健福祉部保健医療局健康推進課長」宛の書状は、法に基づくものである。法に基づくことは、明々白々である。

法的根拠を具備していることは、事実にも照らしても疑う余地がない。

法に準拠する「北海道保健福祉部保健医療局健康推進課長」宛の書状は、当然法に基づく対応を執らなければならない。

行政を執行する者の常識である。法の定めを大前提とし、具体の事実を小前提として、きめ細やかな説明責任を果たさなければならない。

公権力の淵源が道民の意思に求められる民主的道政においては、道政行為は道民の意思に即して行われなければならない。

道民の意思とは、率先自発的な説明責任の履行である。むしろ、主体的垂範力を発揮しなければならない。道民の意思は、責任的スピードで進めなければならない。

北海道知事は、行政の執行人として当然、説明責任を果たさなければならない。

本人だけが説明責任を果たしたと言うだけでは、理に適う外は認めることはできない。明確な事実を提示し、説明しなければならない。

納得できる説明責任を明示できなければならない。お粗末な自己満足に浸るだけの説明に終始するべきではない。それでは、説明責任を果たしたと誰も認めない。

審査請求人が平成30年10月29日付けで開示請求した、本件基礎資料が未だに不履行となっている。唾然とするしかない。責任能力を疑わざるを得ない。

説明責任の履行が審議中であれば、途中経過を審査請求人に対しディスクリージャーに努め、説明する責任がある。有権者の負託を受けた首長として、アンチテーゼに終始することは得策ではない。

説明責任を不履行とする理由があれば、その理由を明確にしなければならない。

「北海道行政基本条例」は、「第1章総則（目的）第1条 この条例は、道の行政運営に関し、基本的な理念及び原則を定め、並びに知事及び職員の責務等を明らかにすることにより、地方分権の進展に対応した主体的な道政運営を確立するとともに、道民の信頼にこたえる道政を実現し、もって道民の福祉の向上を図ることを目的とする」と、定める。主体的な道政運営を確立するためには、付和雷同の道政を戒めるべきである。又、自己保身を支柱にするべきではない。本来有る規律を厳守すれば、いいだけのことである。そうでなければ、道民の不信が一層高まるだけである。

この中に「道民の信頼にこたえる道政を実現し」とある。審査請求人の本件基礎資料が不履行となっている事実から判断できることは、北海道知事の道政とはディスクリージャーを閉ざし、アカウントビリティーを虚妄にすることであると理解できる。道民の信頼を裏切ることになる。到底、道民の信頼にこたえる道政は実現できない。

北海道知事は、説明責任を履行する意思が希薄である。

明治憲法下の官僚優先、官僚本位の行政を彷彿とさせるものがある。又、秩序維持行政と道民の福祉に仕える給付行政からは、程遠いものがある。距離を近づける努力が迫られる。直視することで、問題点は簡単に導き出される。一条の光明となろう。

北海道知事は、道民から信託された立場を考えると、常時公共に対する責任感をもって知事の業務に専念しなければならない。道民のために、自主自立の精神を養わなければならない。

独断と偏見で、道民の情報公開権利を不当に侵害することは許されない。

北海道知事は、道民共通の利益維持と公共サービスに努め、人間性の欠けた行政行為は避けなければならない。ベストバリュー行政に専念しなければならない。又、都道府県行政の形骸化を阻止しなければならない。

イ 北海道知事は、道民の信託を受けた行政の執行人として、本件基礎資料の説明責任を果たさなければならない。説明責任を果たさない理由と根拠が明らかでない。明確にすることこ



そが、今後の明るい展望が期待される。

新しい公共性が培われることが待ち望まれる。

また、本件基礎資料を開示する責務がある。その責務を実行することが、道民に開かれた道政と言える。言行一致の道政が望まれる。

本件基礎資料の作成作業が当然成されていなければならない。それが行政を執行する者の責務であり、職務でもある。日進月歩の発展的行政がそこから生まれる。

北海道知事の審査請求人に対する怠慢な業務は、民主的正当性に欠けるものがある。

傲慢な姿勢は、自省する判断力を持たなければならない。

そうでなければ、終止符が打たれることはない。又、報いを受けなければならない。

旧態依然とした慣習法に基づく行政の行使は、戒めなければならない。道民を主体とする行政運営に徹しなければ、健全な道政は維持できない。道民を忘れたところに、健全な道政は成り立たないことを知るべきである。

生活の糧が、国民及び道民に賦課徴収する税金である以上、道民の信託に誠心誠意応えるべきである。中央集権的行政を続行する知事には、地域主権推進の舵取りは任せられない。民意が結論を出すであろう。

北海道知事の行為は説明責任義務違反である。又、道民に対する背信行為でもある。

北海道知事は、北海道の規則及び規定に法的拘束力のないことを知らなければならない。

(諮問番号 608-1 ~118 については、608-119 と同様の要旨につき省略する。)

### 3 実施機関の説明の要旨

#### (1) 審査請求理由に対する反論

審査請求人は、北海道保健福祉部保健医療局健康推進課長が、平成19年6月30日付け「北海道保健福祉部保健医療局健康推進課長」宛の書状に対し、回答及び説明責任不履行（回答期限、平成19年7月8日）と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書を含む）。（以下「本件基礎資料」という。）を開示する責務があるとして、公文書不存通知処分を撤廃すべき旨主張しているが、本件基礎資料は存在しないことから、審査請求人の主張には理由がないものである。

#### (2) 経緯等について説明

ア 本件請求人から、平成18年12月25日付けで異議申立てが提起されたが、その記載事項に不備があったことから、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第48条において準用する同法第21条に基づき、平成19年1月29日付けで、次の事項を内容とする補正命令を請求人に対し行った。

(ア) 異議申立てに係る処分については、平成18年11月17日付け衛研第603号で行った公文書一部開示決定処分の中で不開示処分を行っていないことから訂正すること。

(イ) 異議申立ての趣旨については、記載の内容では申立ての趣旨が不明確であることから、詳細に記載すること。

イ これに対し、請求人から平成19年2月8日付けで「アカウントビリティー履行命令書」の送付があったことから、平成19年2月9日付けで請求人に対し回答を行った。

ウ 前記アの補正命令については、期限までに請求人から補正書の提出はなかったが、前記イの「アカウントビリティー履行命令書」の内容から、補正命令の内容を推察される部分があることから、平成18年12月25日付け異議申立ては、平成19年3月7日付けで受理決定し、同月14日付けで北海道情報公開・個人情報保護審査会へ諮問を行った。（同月13日、行政情報センターにおいて請求人に健康推進課職員が説明し、同月14日付け諮問通知書を送付している。）

エ しかしながら、請求人からは、以後も知事に対し「アカウントビリティー履行命令書」の送付が続いた。

オ 平成19年6月21日付けの「アカウントビリティー履行再々（々=122字数）命令書」に、説明責任履行の要請を無視する理由と根拠となる法令の回答を求める旨記載されていたことから、平成19年6月28日付けで、請求人に対し回答を行ったところ、請求人から、この回答については、受け取る理由がないものとして平成19年6月30日付けで返送された。

カ 請求人は返送する際、次の内容の書状を同封していた。

平成19年6月28日付けで、平成19年6月29日届いた北海道保健福祉部健康医療局健康推進課長（氏名不明）から書状をいただく理由と根拠がなく、意味不明に付き、そっくりそのまま御返送いたします。

北海道保健福祉部健康医療局健康推進課長（氏名不明）となっておりますが、公職に携わる者が氏名を名のらないで書状を出すことは、不届き千万である。

公職に携わる者が氏名も名も名をのらないで書状を出した理由と根拠法令を、御回答願います。

御回答期限は、北海道保健福祉部健康医療局健康推進課長（氏名不明）がこの書状を受け取った日の翌日から起算して7日以内とする。

キ その後、請求人からは前記カの書状について追加の申出はなかったが、平成21年5月20日付け行われた、北海道情報公開・個人情報保護審査会第2部会で請求人は、前記書状に対する回答が得られていないと主張し、同日、開示請求書の提出があった。その後も本件開示請求書を含め、同様の内容の開示請求が続いているものである。

(3) 平成19年6月28日付け回答書について

「平成19年6月28日付け回答書」については、同様の内容の書状（「アカウントビリティー履行命令書」）が送付されてくること、平成19年6月21日付けの「アカウントビリティー履行再々（々＝122文字）命令書」に、「説明責任履行の要請を無視する理由と根拠となる法令の回答を求める」との記載が追加されていたことから、再度、「補正命令」についての回答文書を送付したものである。

なお、当該文書は法に基づく文書ではないことから、決裁権者である課長名で回答を行ったものであり、また、課長の名前が記載されていないことについては、北海道文書管理規程（平成10年3月31日訓令第7号）の規定により、氏名を省略することができることから、問題はないものと判断している。

(4) 平成19年6月30日付け請求人からの書状に対し、回答を行っていないことについて

前記(2)のウのとおり、補正命令については、「アカウントビリティー履行命令書」の内容から、補正命令の内容を推察される部分があるとして、平成18年12月25日付け異議申立ては、平成19年3月7日付けで受理決定し、補正は完了していることから、補正命令に対する説明をこれ以上行う理由はない状況にあったが、「アカウントビリティー履行再々命令書」の提出が続いていることを鑑み、「平成19年6月28日付け回答書」を送付し、再度説明を試みたものである。

しかしながら、請求人からは受け取る理由がないとして返送され、これ以上、請求人に対し説明を行うことは困難である状況であることから、これ以降、補正命令書に関する説明はしていないものである。